

5 保育所(園)等・認定こども園と一時預かり

入所(園)・あずかり



小学校入学前の子どもを保育所(園)や認定こども園、地域型保育事業実施施設に通わせたいけど、「どこが違うの?」と疑問をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。ここでは、それぞれの特徴を紹介します。

① 保育所(園)等と認定こども園

保育所(園)等と認定こども園について

項目	保育所(園)	認定こども園
入所(園)条件	保護者の就労、病気等の理由により家庭で保育できない場合	3歳～5歳児 保護者の就労状況等に関わりなく入園可能 3歳未満児 保護者の就労、病気等の理由により家庭で保育できない場合
対象年齢	公立保育所は生後4か月、私立保育園は生後2か月から小学校就学前まで	園により乳児保育対象年齢が異なります。園へお問い合わせください。
送迎	保護者による送り迎えが必要(一部施設については、送迎バス有)	送迎バス有(対象年齢及び利用料金は、園へお問い合わせください。)
閉所(園)日	日曜、祝日、年末年始(12月30日から翌年1月3日まで)年度末、年度初めは、希望保育	日曜、祝日、年末年始(※一部の子に夏休み、冬休み、春休み有)
給食	有	有
副食費の負担	3歳～5歳児クラス(1号(教育)認定は満3歳児から)のお子さん、食料費の一部を副食費(おかず代)として徴収。※ただし、保護者の市民税額やきょうだいの数により免除になる場合有	
保育料・授業料	〈3～5歳児クラス〉無償 ※教育認定の満3歳児も無償 〈0～2歳児クラス〉保護者の市民税額によって異なる	
申込時期	10月の広報さんじょうで翌年度の入所(園)募集を実施	10月の広報さんじょうで翌年度の入園募集を実施
申込窓口	子育て支援課 幼児・児童係	各園へ直接申込み



② 保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業

三条市には、保育所(園)が15か所、認定こども園が14か所、地域型保育事業実施施設が4か所あります。
入所(園)に当たっては、三条市に住所を有していることが基本となります。

利用の流れ

10月から、ホームページなどで、翌年4月から入所(園)を希望する児童の募集をご案内します。

施設の利用を希望する場合、お子さんの年齢、保育の必要性、保育必要量の申請をしていただきます。

その後、市で調整を行い、1月末頃に支給認定の通知と入所(園)の決定をお知らせします。

2月中旬頃に入所(園)のための説明を受けて新年度からの入所(園)の準備をします。施設によっては、年度途中の入所(園)も可能です。



○主な支給認定内容

支給認定区分

1号認定	満3歳以上で、幼稚園等で教育を希望する方
2号認定	満3歳以上で、保育が必要な方
3号認定	満3歳未満で、保育が必要な方

保育必要量

標準時間	早期・延長保育を希望する11時間(三条市は12時間)以内の保育
短時間	早期・延長保育を希望しない8時間の保育

保育所(園)とは

保育所(園)は、保護者の就労、病気等により家庭での保育ができないお子さんをお預かりする施設です。

三条市の保育所(園)は大きく分けて2種類あり、三条市が運営主体である公立保育所と社会福祉法人が運営主体である私立保育園があります。保育所(園)では、保護者の就労をサポートするためにさまざまな保育サービスを実施しています。

○**早期・延長保育** 仕事の都合などで施設が定めた通常保育時間を超えて保育を希望する場合には、全施設で早期保育と延長保育をご利用いただけます。

○**乳児保育** 0歳児のお子さんをお預かりする保育です。公立保育所は生後4か月から、私立保育園は生後2か月からお預かりしています。

○**未満児保育** 1、2歳児のお子さんをお預かりする保育です。全施設で実施しています。

○**障がい児保育** 障がいをお持ちのお子さんをお預かりする保育です。入所(園)を希望する場合は、ご相談ください。

〈問合せ〉子育て支援課 幼児・児童係 ☎45-1115

●公立保育所一覧

名称	所在地	電話番号	定員(人)
裏館保育所	東裏館 3-2-61	☎47-6566	180
保内保育所	下保内487	☎38-8008	120
嵐南保育所	桜木町12-39	☎34-3213	130
鱒田保育所	西鱒田609-1	☎34-8234	120
須頃保育所	下須頃1086-1	☎32-5016	130
月岡保育所	月岡3-13-14	☎35-0990	120
塚野目保育所	塚野目2-11-32	☎32-4322	150
栄中央保育所	福島新田丁809-1	☎45-0005	160
千代が丘保育所	笹岡230-1	☎46-5560	120

※開所時間(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~12:30

●私立保育園一覧

名称	所在地	電話番号	定員(人)
第二つくし保育園	東大崎1-18-23	☎38-2803	80
ひまわり保育園	三竹2-2-4	☎34-2218	80
にじいろ保育園	塚野目5丁目地内	☎34-8230	100
なでしこ青空保育園	西四日町3-15-22	☎34-2505	80
あいあい保育園	帯織北3	☎45-2885	100
しただ保育園	飯田2315-1	☎46-2150	50

※開園時間(平日)7:00~19:00 (土曜)7:00~19:00

認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能や特徴を合わせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。施設の利用を希望する場合、直接施設に申込みください。

●認定こども園一覧

名称	所在地・電話番号	開園時間	定員(人)	名称	所在地・電話番号	開園時間	定員(人)
聖公会聖母こども園	月岡2-11-4 ☎33-2433	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	110	つくしこども園	西大崎2-27-66 ☎38-5302	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	165
認定こども園 松葉幼稚園	本町2-1-56 ☎32-2524	月～金 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	120	ふじの木 こども園	西潟2-1 ☎38-3210	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	160
川通どれみこども園	尾崎955-2 ☎45-2282	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	65	きらきら こども園	北新保2-1-15 ☎31-1188	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	130
石上どれみこども園	石上1-11-45 ☎33-2183	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	85	認定こども園 インマヌエル・ ルーテル幼稚園	興野1-4-15 ☎32-3651	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	55
一ノ門わくわくこども園	一ノ門2-7-25 ☎33-3373	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	85	認定こども園 三条白百合 幼稚園	興野1-5-18 ☎33-1359	月～金 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:00	55
田島わくわくこども園	田島2-19-29 ☎33-2042	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	95	認定こども園 Sanjo 森のようちえん	上野原529-1 ☎46-0804 携帯電話 080-2066-8699	月～金 7:00～18:00 土曜日 7:00～18:00	35
本成寺こども園	西本成寺1-17-28 ☎32-3791	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	130				
北陽保育園	直江町1-3-32 ☎32-3580	月～金 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	90				

地域型保育事業とは

地域型保育事業には「小規模保育施設」や、「事業所内保育施設(従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設)」があり、いずれも3歳未満児のみの保育を行います。施設の利用を希望する場合、直接施設に申込みください。

●地域型保育事業実施施設一覧

名称	所在地・電話番号	開園時間	定員(人)
済生会新潟県中央基幹病院併設なでしこぽかぽか保育園	上須頃5001番地1(県中央基幹病院隣) ☎47-4755	月～土 7:00～19:00	30
ハッピー第六保育園	東裏館3-1-66 ☎64-7558	月～土 7:30～18:30	12
ハッピー第七保育園	高安寺1320 ☎64-8307	月～土 7:30～18:30	12
あさひ保育園	西裏館3-4-22 ☎64-7910	月～土 7:30～19:00	19

幼児教育・保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等を利用する場合の保育料や利用料が無償になります。

施設/利用区分	0～2歳児	3～5歳児
公立保育所・私立保育園 認定こども園 地域型保育事業実施施設	市民税非課税世帯は無償 ※上記以外の第3子は無償(申請必要)	無償 ※別途副食費がかかります。 ※第3子は副食費が無償(申請必要)
幼稚園の預かり保育 一時預かり 認可外保育施設等	市民税非課税世帯は無償(上限の範囲内)	無償(上限の範囲内)

なお、無償化の適用を受ける場合、子育て支援課等で配布している「給付認定申請書」に就労等により家庭で保育ができないことを証明する資料を添えて子育て支援課まで提出ください。

〈問合せ〉子育て支援課 幼児・児童係 ☎45-1115

③一時的に子どもを預かってほしい

一時預かり・一時保育(子育て支援センター・子育て拠点施設)

保護者の方がリフレッシュしたい時やお仕事、通院などで一時的に保育ができない場合にお子さんをお預かりします。空き状況によってはご利用になれない場合がありますので、事前に施設に確認し、申請書を施設に提出してください。

実施場所:子育て支援センター

施設名	所在地	電話番号	実施時間	対象	料金
月岡保育所	月岡3-13-14	☎35-1585	平日 8:30~16:00 (12月29日~ 1月3日は除く)	1歳から 小学校就学前 までの児童	3歳未満児 ●4時間以内…1,000円 ●4時間を超える場合 …2,000円 3歳以上児 ●4時間以内…750円 ●4時間を超える場合 …1,500円
保内保育所	下保内497	☎39-6130			
千代が丘保育所	笹岡230-1	☎46-5565			
なでしこ青空支援センター	大野畑6-86-12	☎31-3800			
田島わくわくこども園	田島2-19-29	☎33-0034			
本成寺こども園	西本成寺1-17-28	☎32-3791			
つくしこども園	西大崎2-27-66	☎38-5302			
きらきらこども園	北新保2-1-15	☎31-1188			

実施場所:子育て拠点施設

施設名	所在地	電話番号	実施時間	対象	料金
すまいるランド	新堀1311	☎45-5687	土・日・祝日 8:00~18:00 (休館日を除く)	1歳から 小学校就学前 までの児童	1時間300円
あそぼって	興野1-2-30	☎36-2181			

〈問合せ〉子育て支援課 子育て支援係 ☎45-1113

認定こども園等による一時保育

施設名	電話番号	対象	料金	実施時間
認定こども園 三条白百合幼稚園	☎33-1359	1歳半以上 (ただし事情によっては それ以下も応相談)	8:30~11:30 800円 8:30~14:30 1,600円 給食費300円 ※14:30以降は時間に応じて200円~500円	8:30~14:30 (延長14:30~18:00)
聖公会聖母こども園	☎33-2433	1歳半~就学前幼児	1時間300円 給食費300円	8:30~16:30
ハッピー第六保育園	☎64-7558	生後5か月~2歳児まで	1時間300円	月~土曜・祝日 7:30~18:30
ハッピー第七保育園	☎64-8307			

※空き状況によってはご利用になれない場合がありますので、事前に施設に確認し、申請書を施設に提出してください。

保育士からのアドバイス!大人の目線、子どもの目線

子どもにとって「遊び」は、大切な学習です。「遊び」を通して自分を表現し、他の世界への関わりを学んでいきます。子どもにとっては、見るもの聞くもの何もかもが珍しくて、触りたくて仕方のないものばかりです。時には、お母さん、お父さんにとって困ったことをするかもしれません。でも、子どもにとっては、五感を育む大切な経験となります。みなさんもときどき子どもの目の高さになって身の回りの物を見てください。大人にとっては何気ないものでも、きっとおもしろいものがいっぱいあるはずです。それと同時に、子どもにとって危険と思われる物がないか、周りを見回してみましよう。



ファミリー・サポート・センター

「保育所終了後、子どもを預かってほしい」、「自宅で子どもを見てほしい」こんなとき、是非、ご利用ください。子育てを手伝ってほしい人はまず、ファミリー・サポート・センターへの入会が必要です。

〈入会方法〉免許証等の本人確認書類をお持ちになり、ファミリー・サポート・センター(三条市教育委員会子育て支援課)へ。電子申請もできます。

〈問合せ〉ファミリー・サポート・センター(三条市教育委員会子育て支援課) ☎45-1113



▲電子申請はこちら

病児・病後児保育

〈実施場所(予約及びキャンセルの申出先)〉

施設名	電話番号	住所
新潟県済生会三条病院 病児・病後児保育ルームなのはな	☎31-3800	大野畑6-86-12
済生会新潟県央基幹病院 病児・病後児保育ルームなでしこぼかぼか	☎47-4755	上須頃5001番地1



〈定員〉1日10人

〈利用日〉月曜～金曜(祝日、年末年始等を除く)

〈利用時間〉8:30～17:30

〈対象〉次の要件をすべて満たすお子さん

- ・保護者が市内に居住または在勤で、生後6か月から小学校6年生までのお子さん
- ・病気や病気の回復期にあり、集団保育などが困難なお子さん
- ・保護者の勤務等の都合により、家庭で保育が困難なお子さん
- ・かかりつけの医療機関を受診し、医師が利用可能としたお子さん

〈料金〉1日(4時間を超える利用):2,000円、4時間以下の利用:1,000円(当日、利用後に施設に支払い)
※利用する世帯の課税状況等に応じ利用料の減免制度があります。

〈申込方法〉事前登録のうえ利用希望日の前日までに、施設に予約してください。
利用の際は、かかりつけの医師が発行した「医師連絡票」が必要です。

〈問合せ〉子育て支援課 幼児・児童係 ☎45-1115

※令和8年4月から、市外の病児・病後児保育施設も利用できます。

対象となる自治体や施設、利用方法などの詳細は、三条市ホームページをご確認ください。

～子どもの育ちを支える取組～

○年中児発達参観(5歳児健康診査、一次健診)

市内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園の年中児のお子さんを対象に、集団遊びの様子を保護者と一緒に発達応援チーム(臨床心理士、保健師、保育士、指導主事)が参観します。

集団遊び後は保護者と発達応援チームで個別面談があります。お子さんの成長した姿や伸ばしたい力を確認し、今後の関わりについて一緒に考えていく機会となります。日頃お子さんのことで心配なこと等ありましたら併せてご相談ください。(各施設よりご案内させていただきます。)

○幼児教育

三条市の幼稚園、保育所(園)、認定こども園では、全ての幼児が健やかに成長できるよう、生きる力の基礎となる、育みたい資質・能力の三つの柱(「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」)を育てる幼児教育を推進しています。

○幼保小連携

小学校・義務教育学校に就学すると、遊びを中心とした活動から教科学習が中心となる教育活動へと大きく変わります。市では、子どもたちが学校への不安を減らし、期待感を高めていけるよう幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校との交流活動を行っています。また、職員間でも、保育・授業参観などの研修を通じて、お互いの役割への理解を深め、つながりを意識したよりきめ細やかな保育・教育活動を行うように努めています。

〈問合せ〉子ども家庭サポートセンター ☎45-1131